



©岡山県「ももっち」

# 「おかやま森づくり県民税」に引き続きご協力をお願いします！

(課税期間：令和6(2024)～10(2028)年度)

県土の約7割を占める森林には、水源の涵養(かんよう)や県土の保全、地球温暖化の防止など、私たちの安全で快適な暮らしを支える大切な働きがあります。このため県では平成16(2004)年度から、森林を県民共有の財産として適切に保全していくため、「おかやま森づくり県民税」を導入し、県民の皆様幅広くご負担をお願いしています。

かけがえない森林をよりよい姿で次の世代に引き継いでいくため、このたび、課税期間を令和10(2028)年度まで5年間延長することとしましたので、引き続き、「おかやま森づくり県民税」にご協力をお願いいたします。

## 税のしくみ

### ○納める人

#### 県民税均等割を納める人

個人：県内に住所がある人、県内に家屋敷などを持っている人

法人：県内に事務所等を持っている法人

### ○納める額

個人：**年額500円**

※県民税均等割額1,000円+おかやま森づくり県民税額500円  
=納税額1,500円(年額)

法人：**年額1,000円～40,000円**  
(均等割額の5%相当額)

### ○課税期間

個人：**令和10(2028)年度分まで**

法人：**令和11(2029)年3月31日までに開始する事業年度分まで**

### ○納税方法

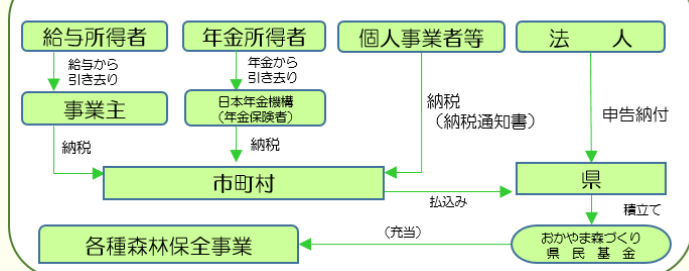
個人：県民税(均等割)に加算して、住民税の一部として納めていただきます。

法人：法人県民税の申告の際に、県民税均等割額に加算して納めていただきます。

#### 【法人の資本金別の税率】

資本金の金額の区分	現行の均等割額(年額)	おかやま森づくり県民税の税率(年額)
1千万円以下	20,000円	1,000円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
50億円超	800,000円	40,000円

#### 【おかやま森づくり県民税のしくみ】



## 使 途

次の3つの柱に従いながら、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルの循環のため、各種の森林の保全に関する事業を行っていきます。

### 1. 水源の涵養(かんよう)、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- 持続的な林業の実現と花粉発生源対策の加速化を図るための伐採・再造林による人工林の若返り化、少花粉苗木の安定供給体制の整備等及びシカ被害対策
- 継続的な間伐等の実施による健全な人工林の整備
- ナラ枯れ被害等の拡大を防ぐための総合的な被害対策

### 2. 森林整備を推進するための担い手の確保・育成・定着と木材の利用促進

- 新たな担い手の確保、育成のための研修環境の充実、定着のための就労条件の改善及び労働災害低減のための環境整備の支援
- 木造住宅のほか非住宅建築物における森林認証材や県産乾燥材・CLT等の利用の促進、ヒノキ製材品等の県内外への販路開拓等の支援及び県産材の需要拡大

### 3. 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- 森づくり活動を支える県民意識の更なる醸成、おかやま森づくり県民税の認知・理解を深めるための多様な広報・情報発信手段の活用による児童・生徒を含めた県民全体への広報活動
- ボランティア団体や企業による森づくり活動の支援及び各種行事を通じた県民の緑化意識醸成

Q. おかやま森づくり県民税はこれまでどんな事業に使われたの？

A. 緊急的な間伐の実施等による健全な人工林の整備や林業の担い手育成、木材の利用促進など「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させるためのさまざまな事業に使われています。詳しくは、ホームページをご覧ください。（右のQRコードを読み取ってアクセスしてください）。



おかやま森づくり県民税事業の実績と成果



間伐の実施



新築木造住宅への補助



小学校社会科副読本の配布

Q. おかやま森づくり県民税の課税期間をなぜ延長するの？

A. 「岡山県税制懇話会」の報告書を踏まえ、これまでの各種事業の実施により、間伐が遅れた森林の解消、若い担い手の割合の増加などさまざまな成果が得られているものの、若齢林面積の減少やナラ枯れの被害地域の拡大、シカによる林業被害の増加など、まだまだ課題も多く、引き続き、林業サイクルを循環させるための取組が必要であると判断し、課税期間を延長することとしました。



岡山県税制懇話会

Q. 「森林環境税」ってなに？「おかやま森づくり県民税」とは何が違うの？

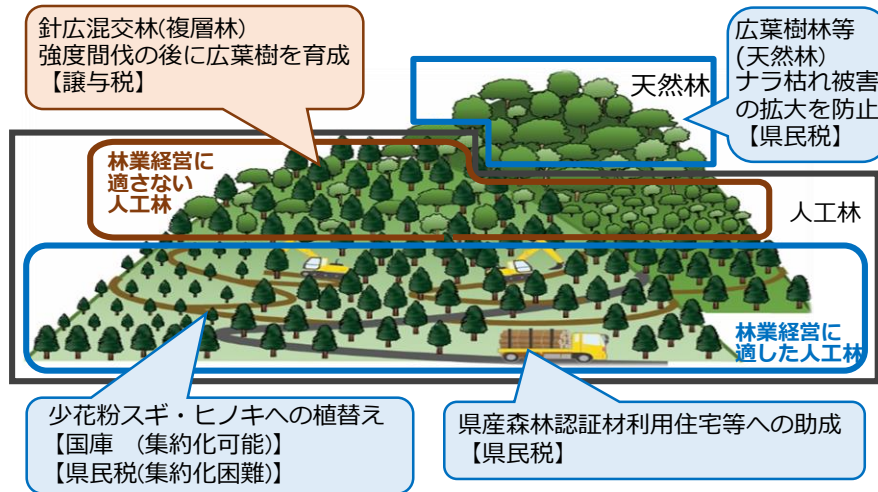
A. 森林環境税は、令和6年度から個人住民税と併せて賦課徴収（年額1,000円）される**国税**で、税収は全国の都道府県及び市町村に森林環境譲与税として譲与されます。

また、森林環境譲与税とおかやま森づくり県民税は使途が異なります。

森林環境譲与税は、**林業経営に適さない人工林**について、森林所有者に代わって市町村が行う森林整備や地域課題を解決するための**市町村独自の取組**等に活用され、一方、おかやま森づくり

県民税は、**林業経営に適した人工林**において、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させる取組のほか、ナラ枯れ被害の拡大防止など、**森林保全に係る広域的な取組**に活用されます。

両税の役割分担を踏まえた上で、県と市町村が互いに連携し、より効果的に県内の森林保全に取り組んでいきます。



## お問い合わせ先

○おかやま森づくり県民税のしくみに関すること

岡山県総務部税務課企画税制班 Tel:086-226-7241

○森林環境譲与税及びおかやま森づくり県民税の使途に関すること

岡山県農林水産部林政課普及指導班 Tel:086-226-7451

